

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2023年 6月 22日	
熊本市長 大西一史 様	
提出者 住 所 熊本市東区月出1丁目7番27号 氏 名 九機工業株式会社 代表取締役社長 梨子木 和秀 電話番号 096-384-2411	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	九機工業株式会社
事業場の所在地	熊本市東区月出1丁目7番27号
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業 (06)
② 事業の規模	元請け工事高 47,221万円
③ 従業員数	17人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	① がれき類：再生利用業者に再資源化を委託し、再生路盤材、再生アスファルト混合物にリサイクル ② 木くず：再生利用業者に再資源化を委託し、チップにリサイクル ③ 混合廃棄物：最終処分場（安定型又は管理型）に埋立処分を委託

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役社長

環境建設部

建設工事現場管理責任

(廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	その他（汚泥、廃プラ、木くず、ガラスくず、混合等）
	排 出 量	4,105.71 t	44.82 t
	（これまでに実施した取組） 設計及び施工計画段階において廃棄物の発生を抑えた工法及び資材の利用を積極的に推進するとともに現場内においても資材の再利用に努めている。 また建設資材は、過剰とならないよう発注している。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	その他
	排 出 量	1,800 t	29 t
	（今後実施する予定の取組） 設計及び施工計画段階において廃棄物の発生を抑えた工法及び資材の利用を積極的に推進するとともに現場内においても資材の再利用に努める。 また建設資材は、過剰とならないよう発注する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 廃棄物の品目ごとにヤードを設け、分別保管を徹底している。
③ 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 現状の取組を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現在、実施する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現在、実施する予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	その他（汚泥、廃プラ、木くず、ガラスくず、混合等）
	全処理委託量	4,105.71 t	44.82 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	4,105.71 t	44.82 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 排出した産業廃棄物を処理業者へ委託する場合は、収集、運搬、処理の状況に至るまでマニフェスト伝票で管理している。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	その他
	全 処 理 委 託 量	1,800 t	29 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,800 t	29 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 排出した産業廃棄物を処理業者へ委託する場合は、収集、運搬、処 理の状況に至るまでマニフェスト伝票で管理する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書内訳(前年度(令和4年度)実績)

別紙

(単位:トン)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
燃え殻										
汚泥	41.40	0	0	0	0	41.40	0	41.40	0	0
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	0.76	0	0	0	0	0.76	0	0.76	0	0
紙くず										
木くず	0.85	0	0	0	0	0.85	0	0.85	0	0
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱さい										
がれき類	4105.71	0	0	0	0	4105.71	0	4105.71	0	0
家畜のふん尿										
家畜の死体										
ばいじん										
混合	1.81	0	0	0	0	1.81	0	1.81	0	0
合 計	4,150.53	0.00	0.00	0.00	0.00	4,150.53	0.00	4,150.53	0.00	0.00

産業廃棄物処理計画書内訳(令和5年度目標値)

別紙

(単位:トン)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行う量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
燃え殻										
汚泥	25	0	0	0	0	25	0	25	0	0
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0
紙くず										
木くず	2	0	0	0	0	2	0	2	0	0
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鉱さい										
がれき類	1800	0	0	0	0	1800	0	1800	0	0
家畜のふん尿										
家畜の死体										
ばいじん										
混合	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0
合 計	1,829.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,829.00	0.00	1,829.00	0.00	0.00